

令和5年度

# 監査結果報告書

施設監査（学校・幼稚園・認定こども園）

大分市監査委員



監査第1116号  
令和6年3月29日

大分市長 足立信也殿  
大分市議会議長 二宮博殿  
大分市教育委員会教育長 佐藤光好殿

大分市監査委員 縄田睦子

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 今山裕之

大分市監査委員 帆秋誠悟

## 監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による施設監査（学校・幼稚園・認定こども園）を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 施設監査結果報告

## 1 監査の対象、実施場所及び監査の期間

| 監査の対象及び実施場所   |  | 監査の期間                    |
|---|--|--------------------------|
| <b>教育部</b><br><b>小学校 4校</b><br>桃園、川添、こうざき、<br>佐賀関<br><b>中学校 3校</b><br>東陽、神崎、佐賀関<br><br>※こうざき小と神崎中は<br>小中一貫教育校<br>(神崎小中学校) | 令和5年度(令和5年4月<br>1日～令和5年10月31日)に<br>係る支出負担行為等の出納事<br>務及び財産管理状況等 | 令和5年10月23日～<br>令和6年3月27日 |
| <b>子どもすこやか部</b><br><b>幼稚園 1園</b><br>桃園<br><b>認定こども園 1園</b><br>さかのせき<br><br>※桃園幼稚園については、<br>廃園となることから、<br>書類調査のみ実施         |  |                          |

※宗方小学校、賀来中学校について、昨年度の施設監査において警備業務用機械装置のセット漏れによる指摘があったため、施設の警備状況のみ監査した。

※所管課(学校)である学校施設課について、学校の調査の中で確認する必要性が生じたため、学校施設の使用許可事務のみ監査した。

## 2 監査項目及び着眼点

(学校)

| 監査項目及び着眼点  |
|--|
| 1 支出負担行為等の出納事務について<br>(1) 支出負担行為等の事務処理は適正に行われているか。   |
| 2 物品の管理状況について<br>(1) 備品の管理は適正に行われているか。<br>(2) 刃物類、危険工作器具、薬品类等危険物品の保管は適正に行われているか。<br>(3) 自動体外式除細動器（AED）の管理は適正に行われているか。          |
| 3 施設の管理状況について<br>(1) 施設の維持管理は適正に行われているか。<br>(2) 各設備の維持管理は適正に行われているか。<br>(3) 施設の危機管理等は適正に行われているか。<br>(4) 施設の使用許可事務等は適正に行われているか。 |

(幼稚園・認定こども園)

| 監査項目及び着眼点  |
|--|
| 1 支出負担行為等の出納事務について<br>(1) 支出負担行為等の事務処理は適正に行われているか。（幼稚園）<br>(2) 資金前渡した扶助費の出納事務は適正に行われているか。<br>（保育所・認定こども園）<br>(3) 保育料等の収納事務は適正に行われているか。（保育所・認定こども園） |
| 2 物品の管理状況について<br>(1) 備品の管理は適正に行われているか。<br>(2) 自動体外式除細動器（AED）の管理は適正に行われているか。  |
| 3 施設の管理状況について<br>(1) 施設の維持管理は適正に行われているか。<br>(2) 各設備の維持管理は適正に行われているか。<br>(3) 施設の危機管理等は適正に行われているか。   |

## 3 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、児童生徒等の安全確保に留意し、物品及び施設の管理等は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

## 4 監査の結果

### 教育部 学校

#### (1) 支出負担行為等の出納事務について

ア 支出負担行為等の事務処理が適正でないもの

大分市財務規則の規定及び会計課が示している「出納事務について」では、消耗品費の支出負担行為の整理時期は契約を締結するときとされている。

しかしながら、消耗品の購入契約事務において、支出負担行為の決裁を受けずに納品されているものが見受けられた。

今後は、規則等に従い適正な事務処理をされたい。

(佐賀関中学校)

#### (2) 物品の管理状況について

ア 刃物類等の保管が適正に行われていないもの

教育長が各学校校長にあてた「理科薬品及び刃物類等危険性のある物品の管理の徹底について（通知）」（以下「教育長通知」という。）では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称及び数を表示することとされている。

しかしながら、糸切りばさみについて、番号の表示が正確でないものが見受けられた。

今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。

(神崎中学校)

#### (3) 施設の管理状況について

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの

警備業務用機械装置のセット漏れが見受けられたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。

(神崎中学校、賀来中学校)

## **所管課（学校）**

### **（１）施設の管理状況について**

ア 施設の使用許可事務等が適正でないもの

大分市立学校体育館等使用料条例の一部を改正する条例が令和5年4月1日から施行され、改正後は、使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とすると定められている。

しかしながら、使用時間に30分の端数がある場合の学校施設使用料の算定において、改正前の30分以下の端数を切り捨てる算定方法により使用料を算出していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

（学校施設課）

## **子どもすこやか部**

### **幼稚園・認定こども園**

特に指摘事項はなかった。